

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

私は、申立期間①及び②の期間の国民年金保険料について、毎月、A市役所や社会保険事務所で納付していたように記憶している。

毎月きちんと納付してきたので、保険料未納の督促を受けた記憶も無く、私は納めるものはきちんと納める性格なので、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の国民年金保険料が納付済みである上、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が、申立期間①の期間中である昭和47年1月25日に、昭和45年度の国民年金保険料を追納していることが確認できることなどから、当時、申立人の納付意欲は高かったと認められ、申立期間①の3か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、「社会保険事務所又は市役所の窓口で毎月の国民年金保険料を納付していた。毎月きちんと納付してきたので、保険料の未納があると言われたことも無いし、後から納めた記憶も無い。」と主張しているが、当時、社会保険事務所の窓口では現年度保険料の納付ができなかったことが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、昭和52年10月8日に、申立期間②直後の50年4月から52年3月までの保険料を過

年度納付していることが確認できるなど、申立人の主張には不自然さがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年6月まで

平成9年12月末で勤務先を退職した後、A町役場で国民年金の加入手続を行い、10年1月から同年6月までの国民年金保険料を一括納付した。ところが、そのうち申立期間だけが申請免除として記録されていることが分かった。

確かに納付した記憶があるので、申立期間が申請免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録で、申立人の妻の3号被保険者から1号被保険者への種別変更が、平成10年4月9日に処理されていることが確認できることから、申立人は、10年4月ごろ、妻の種別変更手続と合わせて、自身の国民年金加入手続も行ったと推測できる。

また、申立人が、申立期間直前の10年1月から同年3月までの国民年金保険料を、同年4月10日に納付していることが確認できることから、この時点において、平成10年度分の国民年金保険料も納付することが可能であったことから、申立人が、3か月と短期である申立期間の保険料をそのまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について「免除申請をした覚えは無い。また、免除申請する理由も無かった。」としている上、その妻は、同期間の保険料を前納しており、申立人の申立期間のみ申請免除とされていることは不自然である。

加えて、A町役場では、「申立人の妻の国民年金加入記録及び保険料納付

記録は存在しているが、申立人については、国民年金加入記録そのものが見当たらない。」としているなど、当時の行政側の被保険者記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

平成4年12月ごろ、私が3年8月から共済年金を受給していたため、夫の被扶養者から外されたので、国民年金保険料もさかのぼって納めなければならないと思い、A町(現在は、B市)で、3号被保険者から1号強制被保険者への種別変更の手続を行った。

国民年金保険料はその後、平成5年1月ごろにA町役場で申立期間の全額を一括で納めた。当時の家計簿にも記録があり、確かに納入したと確信していたので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録より、申立人の国民年金の加入種別は、平成3年8月1日に3号から1号強制へ、さらに4年12月1日に任意へと変更された後、5年1月に1号強制への種別変更が取り消されており、このため申立期間が未加入期間となったことが確認できるところ、申立人は、平成4年12月14日付けの国民年金保険料の預金口座振替依頼書控えを所持していることから、申立人はこのころ国民年金の種別変更手続を行い、いったん3年8月1日にさかのぼって強制加入被保険者とされたと推認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、さかのぼって国民年金を納めなければいけないと認識して手続を行ったとする申立人が、短期間でもある申立期間の保険料をそのまま放置したとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA町の電算記録において、申立人の国民年金の任意加入日が平成4年12月1日となっているにもかかわらず、申立人の所持する年金手帳には、同年11月26日と記載されているなど、行

政側の事務処理に不手際が認められる。

さらに、申立人の保管している家計簿に申立期間の国民年金保険料の支出が記載されている上、申立期間直後の未加入期間（申立人は未納期間と認識）については、「平成4年12月に国民年金保険料の口座振替の手続をしたので、その年度中の保険料は4月にさかのぼって引き落とされると勘違いしており、納めなかった。」とするなど、申立内容や当時の状況についての説明に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 4 月ごろ A 市役所へ行き、45 年 8 月にさかのぼって国民年金の加入手続を行った。しばらくの間、国民年金保険料は納付できなかったが、47 年 3 月ごろ同市役所へ行き、申立期間を含む、45 年 8 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を一括で納付したにもかかわらず、申立期間だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、申立人は、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を、47 年 3 月 31 日に一括して納付したことが確認できるところ、この時点で時効になっておらず、かつ 8 か月と短期間である申立期間の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

また、A 市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は、厚生年金保険の加入期間との重複により、47 年 8 月 23 日に還付決定されたことが確認できるところ、この時点で、仮に申立期間の保険料が未納であったとすれば、時効前である申立期間に充当するべきであるにもかかわらず、全額還付されていることから、当時、申立期間の保険料は納付済みとされていた可能性がある。

さらに、同特殊台帳には、無年金者を表すとみられる「無年」の表示がされていることや、昭和 45 年 8 月から 46 年 2 月の納付記録欄に、いったん充当を表す「⊕」の表示がされた後、二重線で抹消されているなど、当時の行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月

20歳になった昭和41年3月は、仕事が忙しくて国民年金の加入手続に行かれなかったため、同年5月ごろA市役所で同年3月にさかのぼって加入手続をした。

国民年金保険料は、納付書が送付されてくるたびに銀行で納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により申立人の国民年金手帳交付記録が昭和41年6月24日となっていることから、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったことが確認できることから、申立期間は1か月と短期である上、申立人は、昭和45、47及び48年度の国民年金保険料を前納するなど、申立期間を除き、国民年金加入期間について、すべての保険料を納付していることから、申立人は年金制度をよく理解し、納付意欲が高かったものと認められ、申立期間の保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年5月31日）及び資格取得日（昭和26年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月31日から26年6月1日まで

親せきで取引先のA社に昭和24年3月に入社し、社長宅に住み込んで27年5月まで継続して勤務していた。当時の同僚2人は私の継続勤務を記憶しており、そのうちのひとりには経理担当で、給与からの保険料控除を証言しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録では、A社において昭和24年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月31日に資格を喪失後、26年6月1日に同社において再度資格を取得しており、24年5月から26年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、当時の社員旅行の写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更が無かったことが推認できる上、当時の経理担当者は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを証言している。また、同社における従業員の厚生年金保険の記録を見ると、申立人のほかには一時的に被保険者期間が欠落している従業員がいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年5月から26年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年3月まで

昭和50年2月ごろ、近所に住んでいた友人から勧められ、A市役所B支所で国民年金に任意加入する手続きを行い、国民年金保険料は送られてきた納付書で同市役所支所に納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、任意加入したのが、C町へ転居後の昭和53年4月になっており、申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年5月30日にC町で払い出され、同町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び申立人の所持する国民年金手帳には、53年4月22日任意加入の記載があることから、申立人は、このころ国民年金の任意加入手続きを行ったことが確認でき、申立人が申立期間当時居住していたA市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、任意加入手続き時の状況や国民年金保険料の納付方法についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から同年7月まで

平成12年3月末に勤務先を退職した後、同年5月又は6月ごろA市役所から国民年金保険料納付書が郵送されてきたが、納付しても受給する年金額には大差がないと聞いたため、何度か督促状も送られてきたが納付せずにいたところ、同年8月又は9月ごろ、社会保険事務所の職員と思われる女性が自宅へ来て、納付を勧められたので、その女性に同年4月から7月までの4か月分の保険料を納めた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成12年7月21日に国民年金加入勧奨対象者とされていることが確認できることから、この時点では、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、加入手続が行われたのは早くとも同年7月以降と推測でき、申立人の「同年5月か6月ごろ国民年金保険料の納付書が送付され、同年8月か9月ごろには、督促状が何度か来ていた。」とする主張と相違する。

また、申立期間当時、社会保険事務所による現年度保険料の徴収は、制度上不可能であった上、申立人の居住するA市では、「申立人が申立期間の保険料を納付したとする当時、国民年金保険料徴収員が配置され、戸別徴収を行っていたが、申立人及びその妻の証言に合致する容姿の女性徴収員の在籍については確認できない。」と説明している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続を始め、納付したとする金額や領収書の受領等、納付時の状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は

無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 7 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

昭和 52 年に、A 商会（個人）を創業し、経理は会計事務所に任せていた。同時期に国民年金に加入し、国民年金保険料は、B 市役所又は金融機関で納付していたと記憶している。申立期間が未納とされていることが分かった時、会計士と話をしたが、保険料を払わないことはなかったと思うと話していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年ごろと、63 年ごろに、事業資金として国民金融公庫（現在は、日本政策金融公庫）から融資を受けたが、その際、国民年金保険料を納入していることが貸付審査の要件になっていたため、保険料を納めていないはずはない。」と主張しているが、同金融公庫では、「貸付審査の際に国民年金保険料の納付状況は調査しない。」としている。

また、申立人は、「すべて会計士に任せていた。」とするのみで、申立期間の国民年金保険料の納付状況について、具体的な記憶が無い。

さらに、申立人が経営していた A 商会の経理を任されていた会計事務所は、「（申立人は）国民年金保険料を納めていたと思う。」としているものの、その根拠となる具体的な証言は得られない上、申立期間当時の申告書類等も残されておらず、当時の状況が不明である。

加えて、申立期間当時、申立人と一緒に自営業を営んでいたとする元妻も、申立期間①、②及び③は未納となっている上、申立人が申立期間について国

民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 4 月 17 日に会社を退職し、翌日に両親と共に A 市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、しばらくしても国民年金保険料の納付書が送付されてこなかったため、同市役所で確認したところ、窓口担当者から「納付すれば、厚生年金保険期間とつながりますよ。」と言われたので、2、3 回に分けて申立期間の保険料を納付した。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が平成 2 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 62 年 4 月 18 日にさかのぼって新規に取得していることが確認できることから、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金の加入手続を行った平成 2 年 8 月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月30日から同年9月30日まで
昭和23年3月に学校を卒業後、同年5月30日にA社に正社員として入社した。当時、給与から何種類か控除されており、厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするA社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険適用事業所名簿（紙台帳）からも、当該事業所に対し事業所整理番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該事業所は、既に登記簿上解散し、現在の住所地にも存在しておらず、事業主の所在も確認できない上、申立人が記憶する同僚も所在が不明で、当該事業所に係る関係者からの証言が得られないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態は不明である。

さらに、当該事業所の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は無い上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月15日まで
② 昭和20年8月15日から21年4月8日まで
③ 昭和21年4月8日から同年9月19日まで
④ 昭和21年9月19日から24年2月1日まで
⑤ 昭和24年2月1日から28年5月20日まで
⑥ 昭和28年5月20日から同年7月1日まで
⑦ 昭和28年7月1日から29年4月29日まで
⑧ 昭和29年4月29日から同年6月20日まで
⑨ 昭和29年6月20日から30年4月20日まで
⑩ 昭和30年4月20日から同年7月1日まで
⑪ 昭和30年7月1日から31年5月16日まで

厚生年金の被保険者期間の照会をしたところ、A社における被保険者期間の申立期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪について、脱退手当金が支給されていることになっていた。脱退手当金をもらったという記憶は無いので、脱退手当金が支給されたという取扱いになっていることは納得できない。

また、A社における申立期間②、④、⑥、⑧、及び⑩の被保険者記録が無いことが分かった。昭和19年から31年まで継続して勤務しており、途中で会社を辞めたという記憶は無いので、それらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、⑤、⑦、⑨及び⑩について、申立期間における最終事業所において、申立人の資格喪失日前後の期間（昭和30年10月22日から32年11月29日まで）に被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている50名について脱退手当金の支給を確認したところ、19名に支給記録があり、このうち18名は、資格喪失日から支給決定日までの期間が3か月未満と短期であることが確認できる上、当時は通算年金制度が創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、これら6つの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間すべてを計算の基礎とされており、支給額に計算上の誤りは無い上、A社の資格喪失日から約2か月後の昭和31年7月3日に脱退手当金の支給決定が行われているほか、被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②、④、⑥、⑧及び⑩について、A社は、B社に名称を変更した後、平成15年10月1日に全喪しており、同社の関係者（事業主の子）に確認しても、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存していないとの回答である。

また、当時の同僚からは、当該期間における申立人の同社での勤務の実態、勤務した期間及び保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期に同種の業務に従事していた同僚の半数以上に、申立人と同様に被保険者記録の空白期間が見られ、これについて、空白期間の見られる複数の同僚は、「製糸の原料の不足により会社から休暇を与えられた。申立期間中に公共職業安定所へ行き失業保険を受給した。」と証言していることから、申立人についても、当該期間は一時的に同社を離れ、同社での勤務実態が無かったことがうかがえる。

加えて、申立人が事業主により給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 4 日から 43 年 5 月 18 日まで

ねんきん特別便に記録漏れの可能性があるとの記載があり、A社の厚生年金保険の加入履歴が無かったため、社会保険事務所に問い合わせたところ、4事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が見付かり、このうちA社の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

当時は脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金の支給も受けていない。脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書には支給対象期間、月数、支給額及び支給日が記載されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印があるなど、脱退手当金の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 9 日から 37 年 10 月 14 日まで
平成 14 年に銀行で年金受給の手続をして年金の支給を受けていたが、年金額に結婚前に勤務していた事業所での厚生年金保険の記録が加味されているか不審に思い、平成 19 年に社会保険事務所に出向き確認したところ 5 事業所の記録が判明した。

しかし、最初に勤務した A 社 B 工場は脱退手当金を支給されたことになっており、同事業所を退社する際に退職金はもらった記憶があるが、脱退手当金については請求していないし受け取った記憶が無いので、脱退手当金が支給されたという取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格喪失し脱退手当金受給要件を満たしている女性 38 名のうち、29 名について脱退手当金の支給記録があり、このうち 28 名は厚生年金保険資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定されている上、申立人と同じ昭和 38 年 3 月 7 日に支給決定されている者が 5 名確認できるほか、事業主による代理請求をうかがわせる証言をしている者もいることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。